

インドネシアにおける外国人雇用(就労)規則について

北陸銀行 国際業務部
バンクネガラインドネシア駐在
上原 清志

1. はじめに

インドネシアでは外国人雇用(就労)に関して、様々なレギュレーションが制定されています。2015年6月29日付で、外国人雇用手順に関する新規則(労働移住大臣規則2015年第16号)が制定されました。この規則は従前規則を廃止する形で新たに制定されましたが、実質厳格化の方向であり、特に重要な項目について説明致します。

2. インドネシア人雇用義務

- (1) 雇用主は、外国人労働者(以下、TKA) 1名に対し、少なくともインドネシア人10名以上を雇用しなければならない。
- (2) TKAは、『インドネシア領域で働く目的でビザを保有する外国人』と定義されています。
 - ※雇用義務適用外
 - ・取締役、コミサリス(取締役会の監督・管理者)等
 - ・緊急かつ差し迫った業務のためのTKA
 - ・一時的な業務のためのTKA
 - ・興業サービス事業のためのTKA
- (3) この規定は全業種に適用され、製造業はともかく、飲食業やサービス業等のいわゆる非製造業に対しては、かなりハードルが高い規制となっています。
- (4) また、駐在員事務所も対象に含まれております。厳格適用となれば、事務所運営に支障が出る可能性もあり(例えば、日本人所長1人体制でも、インドネシア人を10名雇用しなければならなくなる)、当局で対応策が検討されているようです。

3. TKA雇用者の義務

- (1) インドネシアでは、TKA雇用にあたって、外国人雇用計画書(RPTKA)作成と就労許可(IMTA)取得が求められます。
- (2) いわゆる外国人枠であるRPTKAは、通常1年から5年単位で発行され、延長申請も可能です。外国人雇用には、まずRPTKAオンライン申請が必要です。
- (3) その上で、IMTA許可を取得する流れとなります。

4. 非居住外国人取締役およびコミサリスに対する就労許可（IMTA）取得義務

- (1) 非居住である外国人取締役およびコミサリスに対して、雇用者が彼らにIMTA取得を義務付ける内容となりました。
- (2) 以前から労働当局が裁量ベースで指導していましたが、今回明文化されました。
- (3) インドネシア当局は、取締役やコミサリスが仮に海外に居住していても、本来は皆インドネシアで働く意思があって、一時滞在許可（KITAS）まで保有すべきとの考えが根底にあります。
- (4) つまり、定款の記載された取締役およびコミサリスは、会社（現地法人）で働く意思がある⇒IMTAを取得すべきという見解になっています。
- (5) 本規制ではIMTA取得のみが規定されていますが、現実的には非居住外国人取締役およびコミサリスであっても、IMTAとKITASを保有する必要があるかと思われます。
- (6) IMTAは労働移住省、KITASは入国管理（総）局が管轄していますが、今回は労働移住省のみ規則改正が行われており、居住者での取り扱いに準じるならば、IMTA取得=KITAS取得となるためです。
- (7) 尚、IMTA取得に際しては、1名あたり月100米ドルの外国人労働者雇用補償金（DKPTKA）を納付する必要があり、注意が必要です。

5. 特別要件（一時的業務等）におけるRPTKAおよびIMTAの範囲拡大

- (1) 今回の規則では、外国人がインドネシアでセミナーを行う場合や会議、機械設置等で滞する場合にも、RPTKAを作成し、IMTA取得の義務付けが課せられています。
- (2) 従来は到着ビザ(35米ドル支払)やビジネスビザ取得で用足りていたものの（RPTKAやIMTA不要）、今回からは規制強化となっており、注意が必要です。但し、運用面で不確定な部分もあり、最新情報を取得の上、対応することが必要と思われます。

6. 課税関係への影響について

- (1) IMTA・KITASを取得するということは、①インドネシアに住所を持つ者、②12ヶ月以内に183日を超えてインドネシアに滞在している者、③課税年度内にインドネシアに滞在し、インドネシアに居住する意思を持つ者のいずれかに該当し、「税務上の居住者」となります。
- (2) 「税務上の居住者」になると、全世界所得をインドネシアで計算し、納税義務が発生します。そのため、日本の所得に関してもインドネシアで納税義務が発生するため、二重課税の状況となります。つまり、上記3項目のどれも満たさない場合は、インドネシアでの所得税納付義務は発生しません。
- (3) IMTAおよびKITASを取得した非居住外国人取締役・コミサリスの方々の注意点として、株主総会や会議等への出席、情報収集程度の活動なら問題ありませんが、いわゆる日常業務（特に各種書類への署名や経営関連書類のチェック等）を行った場合、非常勤であっても「隠れ常勤取締役」とみなされる恐れがあり、個人所得税納付義務が発生する可能性があります。
- (4) 今回の規定では、非居住外国人取締役・コミサリスがIMTAおよびKITASを取得しただけであれば、「税務上居住者」とみなされないとの解釈が出ておりますが、日常業務に携わっていると当局が認定した場合（恐らく裁量ベース）は、全世界所得に基づく納税義務が

発生するため、インドネシア訪問・滞在の実態が「税務上の居住者」と認定されるかどうかが大きなポイントであり、十分注意が必要です。

7. おわりに

- (1) いずれの項目も、外国人雇用規制厳格化の内容となっており、実務面への影響が懸念されます。但し2015年7月からの施行であり、全体的な周知も完全に浸透していないのが実情です。
- (2) そのため、解釈や運用面についてはまだ不確定な部分があり、実際に外国人労働者のインドネシア派遣に際しては、当局への確認や各種コンサルタント等の専門家に相談するなどの対応が大切と思われます。
- (3) 最後に、更なる外資拡大の観点から、インドネシア語でのコミュニケーション能力に関する項目は撤廃されており、導入がうわさされた語学試験に関する中止が発表されております。

以 上

<ご注意>文中意見は筆者の個人的見解であり、北陸銀行としての見解の反映ではありません。当レポートは作成時点の経済状況に基づき、情報提供のみを目的に作成したものです。

記載内容についてはご利用者のご判断と責任のもと、ご利用くださるようお願いいたします。

ほくりく長城会

海外ビジネス情報

発行：北陸銀行 ほくりく長城会事務局
〒920-0024 金沢市西念1-1-3 コンフィデンス4F
(株)人材情報センター内
TEL: (076)254-6500 FAX: (076)254-6565
E-mail: info@chojo-hokugin.jp